

ハマウイングサポーター公募要項

制 定 令和4年2月 1日

最近改正 令和6年4月15日

1 公募目的

横浜市風力発電所（ハマウイング）の運営は、事業者の皆様と行政の協働により取り組んでおり、再生可能エネルギー導入促進に向けた普及啓発など、横浜市の環境行動のシンボリック事業として進めています。

平成19年3月の稼働開始から、「Y（ヨコハマ）-グリーンパートナー」として、多くの事業者の皆様から協賛をいただき事業運営を行ってきました（令和3年度で終了）。令和4年度からも、引き続き安定的な事業運営を継続することを目的に、新たな協賛を創設し、協賛事業者「ハマウイングサポーター」を公募します。

2 応募資格

本市における再生可能エネルギー導入促進の本事業に賛同いただける事業者であること。ただし、横浜市広告掲載基準第5条に掲げる業種又は事業者は除きます。

3 公募内容

- (1) 公募期間：**通年**
- (2) 協賛期間：**1年間**（6月から翌年5月まで）
- (3) 協賛金額：**プライム50万円、スタンダード10万円**（共に、年額・税込み）
- (4) 申込単位：1口（プライムのみ複数口の申込可能）
- (5) 決定方法：協賛金納付確認後に「ハマウイングサポーター決定通知書」を交付
- (6) 継続方法：1年ごとに更新
- (7) 注意事項：通年公募のため、協賛金納付確認の時期により協賛期間が1年未満となることがあります。また、協賛特典への制約等も生じます。（参照：横浜市風力発電所協賛要綱別表1及び別表2）

4 申込方法

横浜市風力発電所ホームページより、「協賛申込書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項記入後、事務局宛にメールで提出してください。

5 申込期限

1年間（6月から翌年5月まで）の協賛期間を希望する事業者は、3月20日（祝日の場合は翌開庁日）までに協賛申込書を提出してください。協賛申込書は、この期限以降も通年で受付しますが、協賛期間は1年未満となります。

6 手続等

提出された「協賛申込書」の受理・確認後に、「申込受理書」と「納付書」を郵送します。納付書の郵送までに約10日から2週間程度の時間を要します。

郵送された納付書による協賛金納付を確認後、申込者を協賛事業者として決定し、「ハマウイングサポーター決定通知書」を送付します。

7 事務局（協賛申込書の提出及び問合せ等）

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 30F

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

カーボンニュートラル事業推進課 風車担当宛

電話 045-671-4225 / FAX 045-550-3925

メール da-wind@city.yokohama.lg.jp

ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hama_wing/furyoku.html



【応募資格について】 以下に該当する業種及び事業者は応募することができません

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/ad/syousai/ad-kitei.html>

【横浜市広告掲載基準第5条】

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2)風俗営業類似の業種
- (3)消費者金融
- (4)たばこ（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- (5)ギャンブルにかかるもの
- (6)規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7)法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8)占い、運勢判断に関するもの
- (9)興信所・探偵事務所等
- (10)特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11)債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12)法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）
- (13)民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (14)各種法令に違反しているもの
- (15)行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16)不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (17)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (18)横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (19)市税を滞納している事業者

【特記事項】 協賛事業者名の掲示について（広報）

横浜市は、啓発表示板、リーフレット等の広報媒体等に協賛事業者の名称等を掲載するにあたり、協賛開始時の取扱については、以下のように進めます。

プライムはロゴ表示、**スタンダード**は事業者名表示を基本とします。

【啓発表示板】（プライムのみ）

- ・ 4月30日（祝日の場合は翌開庁日）までに協賛金を納付した事業者のみ

【リーフレット】

- ・ 4月30日（祝日の場合は翌開庁日）までに協賛金を納付した**プライム**のみ、リーフレット印刷発注時にロゴ表示も対応します。
- ・ 上記以降に納付した場合の表示は別途対応します。